

第28回総会 議事録

総会開会時刻 令和4年10月27日（木曜日）午後1時30分

総会開会場所 市役所4階 大会議室

(農業委員の出席)

1番 一柳 泰徳	2番 竹内 信行	3番 錦野 伸策	4番 谷崎 徹
5番 金西 章	6番 栗本 謙二	7番 廣田 由美	8番 豊田 泉朱
9番 谷崎 賢二	11番 江崎 恵子	14番 川瀬 益栄	16番 關 藤子
17番 森 博之	18番 高井 トミエ	19番 青木 正廣	

(農業委員の欠席者)

10番 矢野 伸二	12番 増井 道宏	13番 服部 雅基	15番 船越 康博
-----------	-----------	-----------	-----------

(農地利用最適化推進委員の出席)

1区 庄野 博美	2区 柳川 昌弘	3区 島田 正明	3区 松下 傳
4区 石原 美史	5区 辻 義徳	6区 庄野 敏彦	7区 小松 晃
7区 徳山 守	8区 内多 泰美	9区 岡崎 勢一	9区 吉積 幸二
10区 宮城 仁	10区 里村 雅博		

(農地利用最適化推進委員の欠席者)

5区 宮田 芳和	6区 橋本 春男
----------	----------

(出席者)

局長 横山 篤 次長 日野 恵 書記 吉田 浩章

議案

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」

議案第3号「農用地利用集積計画案審議について」

議案外

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 利用権設定にかかる権利の合意解約による消滅について

総会開始 午後1時30分

議長（青木会長）

それでは、小松島市農業委員会第28回総会を開催いたします。

議事に入る前に議事録署名者に、1番 一柳 泰徳 委員、2番 竹内 信行 委員をご指名いたします。よろしくお願いいたします。

なお、10番 矢野 伸二 委員、12番 増井 道宏 委員、13番 服部 雅基 委員、15番 船越 康博 委員より欠席の届出がありました。

在任委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立したことをご報告いたします。

それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（次長）

議案書の2ページをお開きください。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」、申請件数は2件、3筆です。

【議案朗読省略】

議長（青木会長）

整理番号1番について、事務局から審議内容を説明してください。

事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号1番、畑1筆、田1筆、合計面積378㎡、農業廃止による所有権移転での3条許可申請です。

譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。

なお、担当の矢野委員は本日欠席ということで連絡を頂いておりますが、委員からは、この件については特に問題はないと伺っております。

以上です。

議長（青木会長）

それでは、整理番号1番の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号1番は原案どおり可決と認めます。

引き続き、整理番号2番について、事務局から審議内容を説明してください。

事務局（次長）

整理番号2番、田1筆、2,423㎡、労力不足による所有権移転での3条許可申請でございます。
譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。
以上です。

議長（青木会長）

担当の江崎委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

11番 江崎委員

ここはいつもきれいにしていますが、一人で耕作しており労力不足ということです。譲受人の〇〇さんは手広く耕作されている方なので問題ないと思います。ご審議よろしくお願ひします。

議長（青木会長）

それでは、整理番号2番の審議に入ります。
何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。
異議がないようですので、整理番号2番は原案どおり可決と認めます。

引き続き、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」、事務局より説明をお願いします。

事務局（局長）

議案書の3ページをお開きください。
議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」、申請件数7件15筆です。

【議案書朗読省略】

議長（青木会長）

整理番号1番について、事務局から審議内容を説明してください。

事務局（局長）

整理番号1番について説明いたします。
田1筆、250㎡、転用目的は専用住宅でございます。
使用借人は、現在板野郡松茂町の賃貸住宅で居住していますが、コロナ禍もあり、両親・祖母の生活が心配であること、また、将来子どもを育てることを考えると祖父が所有する土地に自

分たちの住居を構えたいと思い、この度、実家の隣地に住宅を建築することを計画しました。

申請地は、実家の隣接地であり実家との往来にも便利であり、土地所有者である祖父との間で、使用貸借契約による利用の承諾が得られたことから、このたび、農地法第5条許可申請が提出されました。

申請地は市街化調整区域内の農業振興地域内にある農地ですが、既に除外がなされていることから白地となっています。

農地区分は、平成20年に土地改良事業の対象となった農地で第1種農地となります。通常、第1種農地の転用は許可されませんが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において日常生活上必要な場合で、集落に接続して設置されるものは例外規定が適用され、この案件の場合、転用は可能と考えられます。

申請地を管理する〇〇〇土地改良区、〇〇〇土地改良区、〇〇〇土地改良区からは専用住宅の建設について同意をいただいております。また、賃借権、使用貸借なども設定されていないことから、転用行為の妨げになる権利を有する者もございません。

転用を行うために必要な資力については、金融機関からの融資証明書が添付されております。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてですが、申請地は周囲にコンクリート擁壁を施工することにより土砂等の流出がないよう致します。雑排水については合併浄化槽を介して市道水路に排水することとし、水路を管理する〇〇協議会より排水同意書が提出されております。また、万が一、問題が生じた場合は転用者が責任をもって対処するとのことです。

以上のことから、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されるため、整理番号1番については、許可やむを得ないと考えます。

なお、担当の矢野委員からは、この件については特に問題はないと伺っております。

以上です。

議長（青木会長）

それでは、整理番号1番の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号1番は原案どおり可決と認めます。

引き続き、整理番号2番、3番について、事務局から審議内容を説明してください。

事務局（局長）

整理番号2番、3番について、別々の申請とはなっておりますが、申請内容といたしましては同一利用の申請となっていることから一括してご説明させていただきます。

整理番号2番田1筆、177㎡、整理番号3番、田1筆、575㎡、転用目的は、太陽光発電設備設置でございます。

譲受人は、〇〇〇という事業所で7年ほど前より太陽光発電事業を営んでおり、令和3年2月より法人としています。

現在、徳島県内で15か所、5千枚程度の太陽光パネルを設置し事業を営んでいます。

整理番号2番の所有者は県外在住であるため整理番号3番の所有者に耕作等の管理を依頼して

いましたが高齢で耕作ができなくなったことから、譲受人に太陽光発電設備の設置を相談したところ、申請地は南側に遮るものがなく日当たりがよいこと、また道路に面していることから管理がしやすいことなどから、太陽光発電設備の設置で話がまとまったため、5条許可申請が提出されました。

申請地は市街化調整区域の農業振興地域にある農地ではありますが、令和3年1月に農用地区域からは除外済です。

農地区分ですが、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地ということで2種農地と判断されます。

申請地は土地改良区の受益地に該当しない旨の上申書が添付されております。また、賃借権、使用貸借なども設定されていないことから、転用行為の妨げになる権利を有する者もございません。

転用を行うために必要な資力については金融機関の融資証明書が添付されております。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてですが、敷地は安定した状態であることから太陽光パネルはしっかりと固定でき、隣接農地への影響ないと考えるが、万が一被害が生じた場合は転用者の責任において対処するとのことです。

なお、農業振興地域の除外を申請し、許可後直ちに太陽光発電設備の設置をする予定であったことから、既に埋め立てを行い、農地として使用していなかったことから始末書が提出されています。

以上のことから、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されるため、整理番号2番、3番については、許可やむを得ないと考えます。

なお、担当の矢野委員からは、この件については特に問題はないと伺っております。

以上です。

議長（青木会長）

それでは、整理番号2番、3番の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号2番から3番は、原案どおり可決と認めます。

引き続き、整理番号4番から6番について、事務局から審議内容を説明してください。

事務局（局長）

整理番号4番から6番について、こちらも別々の申請とはなっておりますが、申請内容といたしましては全て同一利用の申請となっていることから一括してご説明させていただきます。

整理番号4番、田5筆、合計面積2,584㎡、整理番号5番、田1筆、997㎡、整理番号6番、田1筆、668㎡、転用目的は店舗でございます。

転用者は、関東地方から西日本一帯に小商圈型のメガドラッグストアを営んでいる〇〇〇でございます。

申請地は主要地方道である県道花園日開野線に隣接し小松島市内へと通じるため交通量が多く、〇〇にも近いことから多くの通行人の目に留まる機会があり、沿道には日用雑貨の店舗もあるこ

とから集客が見込めると判断し、土地所有者からも賃貸借の同意が得られたことより、この度の5条申請となりました。

申請地は市街化調整区域の農業振興地域にある農地であります。農用地区域からの除外が行われており白地です。

農地区分ですが、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地で、2種農地と判断されます。

この地域には土地改良区がないことから、上申書が提出されており、排水につきましては水利組合である〇〇〇協議会及び〇〇〇水利組合から差支えない旨の意見書が添付されています。

転用を行うために必要な資力については、金融機関の残高証明書が添付されています。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてでございますが、周囲をコンクリート擁壁やフェンス等の構造物で囲い、転圧機等で適宜締め固めて造成を行い、店舗建設及び外構工事の際には駐車場部分の舗装を行い土砂の流出を防ぐこととします。また、被害には十分注意するが、万一被害や不具合が生じた際には転用者が責任を持って対処することとなっております。

以上のことから、申請にかかる用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されることから整理番号4番から6番については、許可やむを得ないと考えます。

また、この案件につきましては、2種農地であります。一体利用する転用面積が3,000㎡を超えていることから徳島県農業会議の諮問案件であることを申し添えます。

以上です。

議長（青木会長）

担当の錦野委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

3番 錦野委員

この案件につきましては、今回提案されておりますが去年くらいから長きにわたって進めてきた案件でございます。4月にも現地を見に行っており、色々、田植え前にも確認を行っております。現地確認を行った際に、近隣の方からも特に大きな問題もないという話を確認しております。

今回、申請地が7筆あるのですが、2筆くらいは耕作もしていないということで、転用前提に話が進んでいる案件と思います。特に問題ないと思いますのでよろしく申し上げます。

議長（青木会長）

それでは、整理番号4番から6番の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号4番から6番は、原案どおり可決と認めます。

引き続き、整理番号7番について、事務局から審議内容を説明してください。

事務局（局長）

整理番号7番、田5筆、合計面積4,756㎡、太陽光発電施設のための5条許可申請になります。譲受人は平成28年創業の東京都に本社がある〇〇〇という太陽光発電を手掛ける事業所でございます。

譲渡人は自身の体力的なことと後継者不足の状況を踏まえ休耕地となる可能性があることから、売却を考えていました。申請地は太陽光発電設備を設置する上で、周辺の状況から近隣農地に影響を与えることなく設置することが可能で良好な日当たりが確保できることから、この度、譲受人と売買の話がまとまり、第5条許可申請が提出されました。

申請地は、市街化調整区域の農業振興地域内農地ではありますが、農用地区域外の農地で白地です。

農地区分ですが、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地で第2種農地と判断されます。

なお、申請地を管理する、〇〇〇土地改良区及び、〇〇〇土地改良区からは転用について差し障りのない旨の意見書が添付されています。

転用を行うために必要な資力については、金融機関からの残高証明書が添付されています。

転用行為の妨げになる権利を有する者の同意について、申請地には利用権が設定されていたことから、この度の5条申請に合わせて、賃借人、賃貸人の協議のもと、農地法第18条第6項の規定による通知書及び合意解約書が提出されています。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてですが、現状のまま造成はせずに整地転圧を行うということです。取水及び排水の予定はなく、雨水は地下浸透とすることになっておりますが、雨水等の排水について、水路管理者である〇〇〇協議会の同意書も添付されています。周辺農地への影響はないものと思われそうですが、万が一問題等が生じたときは転用者の責任において処理するとのことでした。

以上のことから、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されます。整理番号7番については、許可やむを得ないと考えます。

また、この案件につきましても、2種農地ではありますが3,000㎡を超えていることから徳島県農業会議の諮問案件であることを申し添えます。

以上でございます。

議長（青木会長）

担当の江崎委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

11番 江崎委員

特に問題はないと思いますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長（青木会長）

それでは、整理番号7番の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号7番は、原案どおり可決と認めます。

引き続き、議案第3号「農用地利用集積計画案審議について」、事務局より説明をお願いします。

事務局（次長）

議案書の5ページをお開きください。

議案第3号「農用地利用集積計画案審議について」、申請件数は、17件、33筆です。

【議案書朗読省略】

農用地利用集積計画案審議は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否について判断を依頼されたものです。

審議内容について、ご説明いたします。

今回利用権設定の申し出のあった農地については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める各要件を満たしていると考えます。

要件とは、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権の設定を受けた後において、耕作等に供すべき農用地のすべてについて効率的に利用して、耕作等の事業を行うと認められること、耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、対象農地の関係権利者の同意が得られていることなどでございます。

6ページの総括表に契約内容の詳細を記載してありますので、ご確認ください。
以上です。

議長（青木会長）

ただいま、事務局より申請内容についての説明がありました。

それでは、議案第3号の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、議案第3号については、可決と認めます。

以上で議案第3号を終了いたします。

以上で議案についての審議を終了いたします。

それでは、引き続き議案外に移ります。

報告第1号 「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」

報告第2号 「農地法第18条第6項の規定による通知について」

報告第3号 「利用権設定にかかる権利の合意解約による消滅について」

議案外について事務局より報告をお願いします。

事務局（次長）

議案書の9ページをお開きください。

報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」、届出件数2件、4筆です。

【議案書朗読省略】

整理番号1番、田1筆、896㎡、転用目的はアパート敷地、所有権移転での5条届出になります。

整理番号2番、田3筆、1,543.75 m²、転用目的は長屋住宅、所有権移転での5条届出になります。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理し、受理通知を発出いたしました。

事務局（次長）

続きまして、議案書の10ページをお開きください。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、届出件数5件14筆です。

【議案書朗読省略】

それぞれ、貸人、借人の協議のもと、合意解約に必要な書類、農地法第18条第6項の規定による通知書、および合意解約書に双方の記名、押印がされ、提出されております。

事務局（次長）

続きまして、議案書の12ページをお開きください。

報告第3号「利用権設定にかかる権利の合意解約による消滅について」、届出件数1件1筆です。

【議案書朗読省略】

貸人、借人の協議のもと、合意解約に必要な書類、利用権設定にかかる合意解約申出書に双方の記名・押印がされ、提出されております。

なお、詳細については、13ページに記載してありますので、ご確認ください。

以上で議案外の報告を終わります。

議長（青木会長）

以上で、本日の審議はすべて終了いたします。

総会終了 午後1時54分

会議録署名委員

1番 一柳 泰徳 委員

2番 竹内 信行 委員